

調布市議会基本条例 検証結果報告書



新しい議会へ！！

条例制定から約10年経過後の検証結果

令和7年5月
調布市議会

目次

1	はじめに	1
2	議会運営委員会について〔協議体制〕	2
3	調布市議会基本条例	3
4	検証結果〈各項目の最終結果〉	10
5	議会基本条例規定事項に関する取り組み状況等の検証シート	13
6	その他の議会改革事項	25
7	検討経過	39
8	調布市議会基本条例の検証協議経過	49



はじめに

調布市議会が、調布市議会基本条例を制定してから10年が経過し、新しい議会構成の中で本条例の理念を継承するとともに、時代の変遷による様々なニーズに合った運営方法の検証や見直しが必要であると考え、議会改革を進めることを議長就任時の所信表明としました。

そこで、議会改革等に関する協議事項として検証と改革の実施を議会運営委員会に諮問し、平成30年度議会基本条例検証報告書の課題を改めて整理・確認した上で、近年の地方自治法の改正状況なども踏まえながら、協議を進めていただいていたところでした。

議会は、市民の負託に応え、市議会の使命を果たすため、引き続き社会情勢の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するように努めてまいります。

令和7年5月28日

調布市議会議長 井上 耕志

議会基本条例の検証に当たっては、協議に時間を要する課題等を優先的な議題とし、委員だけでなく、オブザーバーも含めた全会派の合意が図られるよう、オンラインによる委員会等の開催や広報広聴機能の充実の協議などに重点を置き、会議規則や委員会条例などの例規の整備をはじめとした協議をしてまいりました。

また、地方議会の役割、議員の職務等が明確化された地方自治法が改正されたことを受け、改めて政治倫理等についての研修を複数回実施するなど、議員自ら、議会の役割や責任、議員の職務等の重要性を改めて認識することに努めてまいりました。

議会内だけでなく、市民の皆様にも分かりやすく開かれた議会運営となるべく、時代に適合した改革の協議を進めていくとともに、引き続き、議会改革に努めてまいります。

令和7年5月28日

調布市議会運営委員長 宮本 和実

2 議会運営委員会について〔協議体制〕

委員長 宮本 和実（チャレンジ調布）

副委員長 平野 充（公明党）

委員 大野 祐司（自民党新政会）令和7年2月1日から

※令和7年1月31日まで（自民・維新の会）

委員 川畑 英樹（立憲民主党）

※※令和7年5月19日まで

委員 岸本 直子（日本共産党）

委員 木下 安子（れいわネット・にじいろの会）令和7年5月19日から

※令和7年5月7日から オブザーバー（れいわネット・にじいろの会）

※令和7年5月6日まで オブザーバー（生活者ネットワーク）

委員 澤井 慧（日本維新の会）令和7年2月28日から

※令和7年2月1日から27日までオブザーバー（日本維新の会）

委員 丸田 絵美（チャレンジ調布）

オブザーバー 磯邊 隆（調布ミライ政策会議）

オブザーバー 伊藤 学（自由民主党）

オブザーバー 鈴木ほの香（れいわ新選組調布）

※※令和7年5月6日まで

オブザーバー 阿部 草太（次世代・調布）

※令和7年5月7日から

議長 井上 耕志（チャレンジ調布）

副議長 内藤美貴子（公明党）



検証の様子（議会運営委員会）

※※ 記載年月日に、所属会派の変更により議会運営委員を辞任等

3 調布市議会基本条例

平成25年3月27日条例第29号

調布市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 議会と議員の使命及び活動原則（第5条―第7条）
- 第3章 市民と議会の関係（第8条）
- 第4章 市長等と議会の関係（第9条―第12条）
- 第5章 議会機能の強化（第13条―第17条）
- 第6章 議会事務局体制（第18条）
- 第7章 政治倫理（第19条）
- 第8章 政務活動費（第20条）
- 第9章 議員定数及び議員報酬（第21条・第22条）
- 第10章 条例の位置付け及び見直し手続（第23条・第24条）

附則

市民が地方自治体の長及び議会の議員を直接選挙するという二元代表制の下，市民の代表として選ばれている議員と市長は，それぞれが市民の負託に応える重要な役割と責任を担っています。

市長は執行機関であり，市議会は議事機関であるという役割に違いがありますが，市民の代表機関としては対等な関係にあります。市議会は合議制の機関として，市長は独任制の機関として，それぞれ異なる特性を生かして，市民の意思を市政に的確に反映させるために，競い合い，協力し合いながら，調布市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

また，近年の地方分権の進展により，地方自治体の自己決定権は拡大され，市議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。市議会は，市長その他の執行機関の事務の執行について監視及び評価を行うとともに，議員間の活発な討議により政策の立案及び提言を行う機関となることが求められています。そのため，市議会は，

市民に分かりやすく開かれた議会運営の下，市民への情報提供と情報の共有化を図るとともに，市民との対話等を通じて意見を正しくくみ取り，調布市の行財政運営に反映させなければなりません。

こうした認識を市民と共有し，持続可能で自律したまちづくりを進め，市議会の使命を果たすため，この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は，調布市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念及び議会運営の基本事項を定めることにより，議会が市民の負託に応え，公正で民主的な市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とします。

(市民)

第2条 この条例において「市民」とは，市内に住所を有する者，市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいいます。

(市民参加)

第3条 この条例において「市民参加」とは，次の各号に掲げることをいいます。

- (1) 議会が実施するアンケート調査等により，市民が意見を述べること。
- (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において，市民が意見を述べること。

(基本理念)

第4条 議会は，地方自治体の議事機関として，市民の意見を市政に反映させるため，議会活動の基本理念を市民に分かりやすく開かれた議会とし，その実現に向け，議会活動の情報公開，市民との情報の共有及び市民参加の推進を図るとともに，公平かつ公正な議論を尽くし，自律した地方自治の確立を目指します。

第2章 議会と議員の使命及び活動原則

(議会の使命及び活動原則)

第5条 議会は，市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに，市民の多様な意見を把握し，市政に適切に反映させることを使命とします。

2 議会は，前項に規定する使命を果たすために，次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。
- (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。
- (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。

(議員の使命及び活動原則)

第6条 議員は、直接選挙によって選ばれた市民の代表として、公益性の見地から、市民の多様な意見を市政に反映させることを使命とします。

2 議員は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 自己の能力を高める不断の研さんにより資質の向上を図ります。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握します。
- (3) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たします。

(会派)

第7条 議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができます。

2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間の調整を行い、議会における合意形成に努めなければなりません。

3 議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができます。

第3章 市民と議会の関係

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。

2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。

3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。

4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。

5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じて、その趣旨を聴く機会を設けます。

第4章 市長等と議会の関係

(緊張関係の保持)

第9条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張感ある関係を保持します。

(市長等への質問と議論の充実)

第10条 議員は、市長等に対して一般質問を行う場合、一括質問の方式又は一問一答の方式により行うことができます。

2 市長等は、議員の一般質問に対してその論点を明確にするため、議長の許可を得て、質問の趣旨を確認することができます。

3 市長が、議会において行う予算編成と施策等についての所信の表明に対し、第7条第1項に規定する会派に所属する議員は、代表質問を行うことができるものとします。

4 前項に規定する市長が行う所信の表明に対し、第7条第3項の規定により会派として届け出た議員は、質問を行うことができるものとします。

5 議会は、市長等が提案する政策について、議論の充実を図るために、必要に応じて説明及び資料の提供を求めることができます。

(議決事件の拡大)

第11条 議会は、市政における重要な構想等の決定に参画するため、法第96条第2項の規定により、調布市のまちの将来像を示す基本構想の策定又は変更を議会の議決すべき事件とします。

(災害時支援)

第12条 議長は、調布市災害対策本部条例（昭和38年調布市条例第35号）に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。

第5章 議会機能の強化

(政策の立案及び提言)

第13条 議会は、条例の制定・改廃、議案の修正、決議等を通じて市長等に対し、政

策の立案及び提言を行うものとしします。

2 議会は、必要があると認めたときは、前項に規定する政策の立案及び提言に向けた調査、研究等を行うため、政策研究会を設けることができるものとしします。

3 政策研究会の組織及び運営については、議長が別に定めます。

(自由討議)

第14条 議会は、議案等の審議、審査又は調査において、議員相互の自由な討議により、議論を尽くしてその合意の形成を図るよう努めるものとしします。

(委員会活動)

第15条 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、所管する事務等の調査権を積極的に活用するものとしします。

2 委員会は、委員会の審査又は調査に当たっては、市民に資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとしします。

3 前2項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定めます。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとしします。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、市政の課題に関する調査の必要があると認めたときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置し、議会の討議に反映させるよう努めます。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する調査機関について必要な事項は、議長が別に定めます。

第6章 議会事務局体制

(議会事務局体制)

第18条 議会は、議員の資質を高め、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実及び体制の整備を図るものとしします。

2 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関し、その任免権を行使するものとしします。

3 議長は、議会事務局の職員に係る人事に関して、市長にあらかじめ協議するよう

求めることができます。

第7章 政治倫理

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。

第8章 政務活動費

(政務活動費)

第20条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を適正かつ有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究及び政策提言を行うものとします。

2 会派又は議員は、政務活動費の使途を公開し、説明責任を果たさなければなりません。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費については、別に定めます。

第9章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第21条 議会は、議員の定数の改定に当たっては、第5条第1項に規定する議会の使命を果たすことを基本とし、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するとともに、参考人制度及び公聴会制度を活用するものとします。

2 議員の定数は、別に定めます。

(議員報酬)

第22条 議会は、議員報酬の改定に当たっては、調布市特別職報酬等審議会条例（昭和39年調布市条例第32号）第2条に規定する審議会の意見を反映するほか、市政に関する現状、課題、将来の予測等を考慮するものとします。

2 前項に規定するもののほか、議員の報酬については、別に定めます。

第10章 条例の位置付け及び見直し手続

(条例の位置付け)

第23条 この条例は、議会の基本となる条例であり、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、若しくは改廃し、又は解釈する場合は、この条例の趣旨を尊

重し、この条例との整合を図らなければなりません。

(見直し手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。

(調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の廃止)

2 調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例(平成24年調布市条例第23号)は、廃止します。

4 検証結果＜各項目の最終結果＞ ※検証シートの仕分け結果による

項目	検証後の取組状況及び決定事項
【第3条（市民参加）及び第8条（広報広聴機能の充実）】	
1 広報広聴に関するもの	<p>幹事長会議の資料のとおり，市議会議員の役割や〇×ゲーム，模擬投票などの項目で，調布市生涯学習出前講座(子ども向け)7回にわたり実施。</p> <p>【令和6年8月30日・令和7年2月28日幹事長会議】</p>
2 議会報告会の開催に関するもの	<p>仕分け結果項目の1広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については，第3条と合わせて検証。</p>
3 陳情提出者説明に関するもの	<p>議事録の作成，中継の有無，説明時間の検討陳情提出者説明の説明時間については，原則5分であることを確認し，先例・申し合わせ事項に記載することを決定。</p> <p>【令和6年2月22日議会運営委員会】</p>
【第5条（議会の使命及び活動原則）】	
5 議会運営に関するもの (1) 一般会計決算総括質疑の検討について	<p>令和6年第3回定例会は実施しないこととした。</p> <p>あわせて，来年の第3回定例会では役員構成が変更となる予定であることから，本件の協議については，次の役員構成の中で，必要に応じて検討することを決定。</p> <p>【令和6年6月14日議会運営委員会】</p>
【第5条（議会の使命及び活動原則）及び第12条（災害時支援）】	
4 オンラインに関するもの	<p>オンライン会議を体験するため，議会運営委員会の出席者により，災害時の訓練を想定したオンライン会議を，全員協議会室と各委員会室に分かれて令和6年4月26日に実施。</p> <p>7月17日に災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）を実施。タブレットに限らず，各自のスマートフォンやパソコンで自宅等の任意の場所からZOOMで参加。</p> <p>7月の災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験（1回目）の欠席者及びもう一度操作を確認したい希望者を対象として9月25日に2回目を，10月11日に全議員を対象としたオンライン会議体験（本番）を実施。</p>
6 災害対策に関するもの (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目	<p>調布市議会会議規則の一部を改正する規則を令和7年2月28日議決後，同日議長名で公布。</p> <p>調布市議会委員会条例の一部を改正する条例を令和7年2月28日議決後，同日市長名で公布。</p> <p>調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程，調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程及び調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱を，令和7年2月28日施行。</p>

項目	検証後の取組状況及び決定事項
(2) 災害に関する項目 ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて	緊急時の議会運営マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年10月28日議会運営委員会】 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年12月13日議会運営委員会】
イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について	調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について正・副委員長の提案のとおり，決定。 【令和6年12月13日議会運営委員会】
【第19条 政治倫理について】	
7 地方自治法改正について (1) 請負について	「議員のコンプライアンスについて」（議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費ほか）の研修を令和7年4月10日に実施。 請負状況の公表に係る例規等の整備については，今後必要に応じて検討していくこととし，議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組として，各議員の請負状況の確認を毎年1回定期的に行うことの検討を正・副議長に依頼することを決定。 【令和7年5月28日議会運営委員会】
8 政治倫理に関するもの (1) ハラスメント対策について	内閣府男女共同参画局作成のハラスメント防止のための研修教材である動画を，全議員参加で視聴後，意見交換会及びアンケートを実施。 【令和6年2月9日議員研修】 ハラスメント対策についての例規への明文化は引き続き協議とし，研修等により共通理解を深め，識見を養い，常日頃責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認。 【令和6年3月29日議会運営委員会】 令和6年度の議員研修について，議会三団体作成による研修動画「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」を11月までに，各自で確認することを決定。 【令和6年6月14日幹事長会議】
(2) SNSの発信について	SNSの発信については，適正利用のためのルールは定めず，利用に当たっては，議員として責任を持って発信することを確認し，協議内容を会派に持ち帰り，各議員が留意していくことを決定。 【令和6年3月29日議会運営委員会】

【制定，改正を行った例規】

- 1 令和6年12月13日改正
 - 調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年議会要綱第1号）
- 2 令和7年2月28日改正
 - 調布市議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）
 - 調布市議会委員会条例（昭和31年10月1日条例第17号）

3 令和 7 年 2 月 2 8 日 制定

- 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和 7 年議会告示第 2 号）
- 調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（令和 7 年議会告示第 3 号）
- 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱（令和 7 年議会要綱第 1 号）

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
<p>(市民参加) 第3条 この条例において「市民参加」とは、次の各号に掲げることをいいます。 (1) 議会が実施するアンケート調査等により、市民が意見を述べること。 (2) 第8条第3項に規定する議会報告会において、市民が意見を述べること。</p>	<p>(1) アンケート調査等 ・「調布市民意識調査」において、議会の広報・広聴活動について毎年調査項目にあげ実施。 (2) 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。(R5)</p>		<p>1 広報・広聴に関するもの 2 議会報告会の開催に関するもの</p>	<p>1 主権者教育、模擬議会、地域への出前講座、理念条項への検討、児童・生徒を対象とした議場傍聴、市役所やたづくりでの議会視聴 2 中学や高校での開催、無作為抽出での呼びかけ、オープンな場での開催、オンライン配信</p>	<p>仕分け結果項目の1 広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については、幹事長会議を通じ市民への議会報告実行委員会に依頼することが決定。 【R6.1.9議会運営委員会】 上記内容を議長宛てに依頼するとともに、幹事長会議において協議依頼を行った。 【R6.1.23幹事長会議】 議長から市民への議会報告実行委員長へ上記協議依頼通知を送付。 【R6.1.23】 1 広報・広聴に関するもの 幹事長会議の資料のとおり、市議会議員の役割や〇×ゲーム、模擬投票などの項目で、調布市生涯学習出前講座（子ども向け）を5回にわたり実施。 【R6.8.30幹事長会議】 幹事長会議の資料のとおり、市議会議員の役割や〇×ゲーム、模擬投票などの項目で、調布市生涯学習出前講座（子ども向け）を2回にわたり実施。 【R7.2.26幹事長会議】 依頼をしていた市民への議会報告実行委員会における協議について市民への議会報告実行委員長から協議内容の報告があった。 【R7.2.26幹事長会議】 幹事長会議で了承された上記報告事項について、議長から報告があった。報告内容は次のとおり。 子どもを対象とした報告会の開催など、多様な開催方法を検討したほか、初めて夜間の時間帯に開催するなど、開かれた分かりやすい議会実現のため、市民参加の推進や広聴機能の拡充について、様々協議いただき、当日の幹事長会議への報告後も、引き続き協議・検討していく旨の報告。 【R7.2.26議会運営委員会】</p>
<p>第3章 市民と議会の関係 (広報広聴機能の充実) 第8条 議会は、多様な広報及び広聴手段を活用し、保有する情報を市民に提供するとともに、市民の意見を積極的に聴取します。 2 議会は、本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第109条に規定する委員会（以下「委員会」といいます。）及び法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場を原則として公開します。 3 議会は、市民に議案等の審議の経過及び結果の報告等を行うため、議会報告会を開催します。 4 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の意見又は政策的な識見等を求めるものとします。 5 議会は、請願及び陳情の審議において、当該請願及び陳情の提出者から要旨の補足説明の申出があった場合は、必要に応じてその趣旨を聴く機会を設けます。</p>	<p>3 議会報告会 ・コロナ禍により、市議会だより、オンラインの配信による開催など報告の場を確保。 ・アンケートもオンラインで実施。 ・議会報告会の実施方法については、市民への議会報告実行委員会で協議。(R5) 【第3条第2項を再掲】 5 請願・陳情提出者説明 ・以前は委員会協議会を開催し、可否を決定していたが、コロナ禍により原則実施とした。 (R2.5.22議運決定、R2.11.5先例・申し合わせ事項) ・非公式のため議事録の作成及びネット中継なし。</p>	<p>総務省通知 ・新型コロナウイルス感染症対策に於ける地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&A (R4.6.10) ○オンラインによる方法で、参考人制度による意見聴取を行うことは可能</p>	<p>1 広報・広聴に関するもの 2 議会報告会の開催に関するもの 3 陳情提出者説明に関するもの</p>	<p>第3条参照 3 議事録の作成、中継の有無、説明時間の検討</p>	<p>仕分け結果項目の1 広報・広聴及び2の議会報告会の開催に関する協議事項については、第3条と合わせて検証。 陳情提出者説明の説明時間については、原則5分であることを確認し、先例・申し合わせ事項に記載することを決定。 【R6.2.22議会運営委員会】</p>

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
<p>第2章 議会と議員の使命及び活動原則 (議会の使命及び活動原則)</p> <p>第5条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の監視及び評価をするとともに、市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映させることを使命とします。</p> <p>2 議会は、前項に規定する使命を果たすために、次の各号に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 議会活動は公開を原則とし、情報公開を推進します。 (2) 意思の決定に当たっては、論点・争点を明らかにします。 (3) 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めます。</p>	<p>・一般会計決算の総括質疑を試行的に実施。(R4.3定)</p> <p>・上程時質疑の時間実績制限時間比 令和元年6月～5年1定平均 (66.6%)</p> <p>・コロナ禍においては、弾力的な議会運営を実施し、今後の議会運営について協議、一部変更を決定。(R5.8.10)</p> <p>・議会運営におけるICT活用。(ペーパーレスと情報共有の迅速化)</p>	<p>総務省通知</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について (R2.4.30)</p> <p>・Q & A (R2.7.6)</p> <p>・委員会へのオンライン出席等に係る留意事項等について (R5.7.3)</p>	<p>4 オンラインに関するもの</p> <p>5 議会運営に関するもの</p>	<p>4 災害時に実施、通常時に実施</p> <p>5 陳情の採決、議運資料の公開、議員提出議案について、議運とは別の議会改革、一般会計総括質疑の検討、AIを活用したバリアフリー</p>	<p>4 オンライン会議の体験 オンライン会議を体験するため、議会運営委員会の出席者により、災害時の訓練を想定したオンライン会議を、全員協議会室と各委員会室に分かれて実施。【R6.4.26に実施】</p> <p>災害時安否確認訓練を想定し、7月に3班に分かれて、ZOOMによるオンライン会議を自宅等からスマホやPCで実施。また、希望者のみ9月に体験後、10月11日に調布市議会議員災害時安否状況確認訓練を全議員のZOOM参加により実施することを了承。 【R6.6.14幹事長会議】</p> <p>7月17日に災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験(1回目)を実施。タブレットに限らず、各自のスマートフォンやパソコンで自宅等の任意の場所からZOOMで参加。</p> <p>7月の災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験(1回目)の欠席者及びもう一度操作を確認したい希望者を対象として9月25日に2回目を、10月11日に全議員を対象としたオンライン会議体験(本番)を実施。</p> <p>4 オンラインに関するもの(例規の整備) 会議の開催方法の特例措置の実施要件について、有事(重大な感染症の蔓延や大規模な災害等の発生等)を想定した規定とし、平時については、今後、本市議会において必要性が生じた際に改めて議論することを決定。【R6.6.14議会運営委員会】</p> <p>調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の改正について、正・副委員長長の提案のとおり、委員会提出議案として準備していくことを決定。 また、オンライン開催の対象とする会議や運用方法について、要綱として定めること及び会議規則で議長が定めるとされている規程の整備を図っていくことを決定。【R6.9.19議会運営委員会】</p> <p>緊急時の議会運営マニュアルについては、正・副委員長長の提案のとおり、決定。【R6.10.28議会運営委員会】【再掲】</p> <p>調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)について、正・副委員長長の提案のとおり、決定。 【R6.12.13議会運営委員会】</p> <p>調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の一部改正について正・副委員長長の提案のとおり、委員会提出議案とすることを決定。 【R7.1.27議会運営委員会】</p> <p>調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について正・副委員長長の提案のとおり、決定。 【R7.1.27議会運営委員会】</p> <p>調布市議会会議規則の一部を改正する規則を令和7年2月28日議決後、同日議長名で公布。</p> <p>調布市議会委員会条例の一部を改正する条例を令和7年2月28日議決後、同日市長名で公布。</p> <p>調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程、調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程及び調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱を、令和7年2月28日施行。</p> <p>オンラインによる方法を活用した幹事長会議の開催について先例・申し合わせ事項を改正することを決定。 【R7.3.24議会運営委員会】</p> <p>5 議会運営に関するもの(一般会計総括質疑の検討) 令和6年第3回定例会においては実施しないことを決定。翌年以降の検討は、新たな役員構成の中で、必要に応じて検討いただくことを決定。【R6.6.14議会運営委員会】</p>

5 議会基本条例規定事項に関する取組状況等の検証シート

条 文 等	平成30年検証報告以降の取組状況等	地方自治法改正等	各会派から提出された調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果		検証後の取組状況及び決定事項
			項目	個別の検討項目	
<p>(災害時支援) 第12条 議長は、調布市災害対策本部条例(昭和38年調布市条例第35号)に基づく調布市災害対策本部が設置されたときは、これを支援するため、調布市議会災害対策支援本部を設置することができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月に台風第19号が発生し、調布市議会災害対策支援本部を設置。議会としての活動報告をまとめ検証。 タブレット端末を導入。(災害時でも迅速な情報共有が可能) タブレット端末を使用した訓練の実施。 机上訓練の実施。 市の防災訓練/水防訓練へ継続して参加。 	<p>地方自治法改正(R4) 災害等の場合の招集日の変更ができることとなった。</p>	<p>6 災害対策に関するもの</p>	<p>4 オンライン会議</p> <p>5 情報収集, マニュアルの改訂, タブレット端末の活用, B C Pの策定, 事前シミュレーションのアプリ化</p>	<p>仕分け結果項目の4オンライン会議については、第5条と合わせて検証。</p> <p>5 災害時における行動マニュアルを作成することを決定。 【R6. 2. 22】</p> <p>調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を見直すことを決定。 【R6. 6. 14議会運営委員会】</p> <p>緊急時の議会運営マニュアルについて正・副委員長の提案のとおり、決定。【R6. 10. 28議会運営委員会】</p> <p>大規模災害発生時応急対応マニュアル及び調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について正・副委員長の提案のとおり、決定。【R6. 12. 13議会運営委員会】</p>
<p>第7章 政治倫理 (政治倫理) 第19条 議員は、市民の負託に応えるため、高い政治倫理観が求められていることを自覚し、市民の代表としての良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければなりません。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理については、別に定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年に制定した倫理に関する規則を規程に改めた。(R5. 3. 31) 規則制定後の研修等については未実施。 近隣市で政治倫理違反の事例が発生した際に、政治倫理の規準等に関する規則を改めて全議員に周知した。 	<p>地方自治法改正(R4) 請負の定義の明確化・緩和 ・総務大臣通知 (R4. 12. 16) 議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当</p> <p>地方自治法改(R5) 議会の位置付け・議員の職務の明文化 「住民の負託」</p>	<p>7 地方自治法改正に関するもの</p> <p>8 政治倫理に関するもの</p>	<p>7 請負(ルールを含む)</p> <p>8 ハラスメント対策, SNSルール, 政治倫理や個人情報に関する研修(e-ラーニング含む)</p>	<p>7 請負に関する制度理解促進のための研修の実施について、正・副議長に検討を依頼することを決定。【R6. 11. 27議会運営委員会】</p> <p>請負状況の公表に係る例規等の整備については、他団体の動向等を注視していき、今後必要に応じて検討していくこととし、各議員の請負状況の確認を毎年1回定期的に行うことの検討を正・副議長に依頼することを決定。【R7. 5. 28議会運営委員会】</p> <p>8 ハラスメント対策研修を実施することを決定。 【R5. 12. 14議会運営委員会】</p> <p>内閣府男女共同参画局作成のハラスメント防止のための研修教材である動画を、全議員参加で視聴後、意見交換会及びアンケートを実施。【R6. 2. 9】</p> <p>ハラスメント対策については、例規への明文化は引き続きの協議とし、研修等により共通の理解を深め、識見を養っていき、常日頃責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認。 【R6. 3. 29議会運営委員会】</p> <p>SNSの発信については、適正利用のためのルールは定めず、利用に当たっては、議員として責任を持って発信することを確認し、協議内容を会派に持ち帰り、各議員が留意していくことを決定。 【R6. 3. 29議会運営委員会】</p> <p>ハラスメント研修の実施は、正・副議長において、令和6年度以降の調布市議会議員研修の実施を、これまでの議会運営委員会での協議内容を踏まえ、研修の実施を検討いただくよう依頼。 【R6. 5. 30議会運営委員会】</p> <p>令和6年度の議員研修について、議会三団体作成による研修動画「地方議会議員のためのハラスメント防止講座」を11月までに、各自で確認することを決定。【R6. 6. 14幹事長会議】</p> <p>「議員のコンプライアンスについて」(議員の責務, 兼職・兼業の禁止, 請負禁止の緩和, 政務活動費ほか)の研修を令和7年4月10日に実施することを決定。 【R7. 2. 26幹事長会議】</p>

未検証項目等の協議に至らない課題については、次回の役員構成の中で必要に応じて協議いただくことを決定。【R7. 3. 31議会運営委員会】

常任委員会における所管事務調査及び緊急時の議会運営 マニュアルについて

1 常任委員会における所管事務調査について

常任委員会の所管事務調査の実施方法については、その一部を別紙のとおり改める。

(1) 改正内容

政策条例提出の場合は、報告書は不要とするが、委員の任期内であれば、政策条例制定後の調査も可能とし、調査終了時に調査報告書を議長に提出するとともに、任期内の本会議で報告する。

<令和6年10月28日議会運営委員会決定>

2 緊急時の議会運営マニュアルについて

緊急時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営するため、別紙マニュアルにより、柔軟でありながら地方自治の本旨に基づく議会運営を期する。

<令和6年10月28日議会運営委員会決定>

目的	緊急時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する	想定する災害等 （災害対策本部 設置基準等）	・震度5弱以上の地震 ・風水害（警戒レベル3：高齢者等避難発令） ・その他議長が議会継続の可否判断が必要と認める災害（感染症の蔓延）
目標	緊急時の本会議の招集、議案審議・採決に関する手順を明文化することで、議会機能を維持し、緊急を要する議案等の審議が遅れて市政運営に支障を来さないようにする		
効果	緊急時であっても、法に基づく議決事件の審議を優先することで、柔軟でありながら地方自治の適正な議会運営を期することができる		

1 発災時の確認・検討事項

要件	確認・検討事項	行動マニュアル
議員の安否と市内の被災状況	議員の会議等への参集可否（定足数） 応急マニュアルを踏まえた災害対応（通信環境等含む）	LINEWORKSを活用し、自身の安否、周辺の状態を報告、事務局で集約
議案の有無	災害時において緊急に議決が必要な議案の有無	執行部と協議し、議案の取り扱いを確認
市職員の安否	事務局職員の参集（議事運営に必要な人員） 理事者（説明員）の参集 注）「本会議」：地方自治法第121条（長その他役員等の出席義務） 「委員会」：調布市議会委員会条例第20条（出席説明の要求）	職員参集システムに回答 執行部と協議し、会議開催の場合の出席可能人数を確認
会議場所等の確保	議会棟（議場、全員協議会室、委員会室等）、市施設の会議室を検討	議会棟の被害状況の確認、他の施設で行う場合の音響システム、通信環境等の使用状況の確認

2 発災時の検討事項

判断する項目	検討事項
会議日程の変更	(1)審議する議案の優先順位 ア 決算審議等を継続審査に付することの可否 イ 緊急を要する議案の採決日・議案の撤回（専決処分・次回会議への議案提出）等の協議 (2)即決・付託の可否 (3)会期の変更など
各種会議開催の検討（委員会の開催方法）	(1)本会議の追加開催 (2)委員会のオンライン開催を含む日程の変更（オンラインの場合、予算・決算審査時は、2委員会同時開催かつ各委員会2日間を想定※2） (3)議会運営委員会の複数回の開催
審議等の検討	(1)上程時質疑の取扱い【被災状況により中止も】 (2)議員提出議案の取扱い（緊急性など）【被災状況により中止】 (3)代表質問（質問）・一般質問の取扱い【被災状況により中止】 (4)請願・陳情の取扱い【委員会付託せず、本会議で継続】

3 会議等の開催判断について

判断する項目	協議者			執行部協議の要否	協議及び判断の時期
	議長	議運委員長	常任委員長		
本会議の開催	◎	○		○	前段議会運営委員会前日までに
議会運営委員会の開催	◎	◎		○	前日までに
上程時質疑の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
常任委員会の開催	○		◎	○	1 前段議会運営委員会前日までに 2 委員長会議前日まで
代表質問・一般質問・緊急質問の取扱い	◎	○		○	1 発言通告受付の前日までに 2 前段議会運営委員会前日までに
意見書・決議の取扱い	◎	○			1 前段議会運営委員会前日までに 2 後段議会運営委員会前日までに
請願・陳情の取扱い	◎	○			前段議会運営委員会前日までに

凡例 ◎ 主たる協議者及び決定権者
○ 従たる協議者

判断の時期は、上記表のとおりだが、災害発生等の状況により、変更できるものとする。
開催の選択肢として①通常どおりの開催②一部変更とした変則開催③開催不可

◎注意事項

- ・ 議会の招集告示後、当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。（地方自治法第101条第8項）
- ・ 本会議（第1日）に議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開けない（地方自治法第103条）ため、会期日程（会議規則第4条）が決定できないことから、次の日以降に会議を開くことができず流会となる。
- ・ 本会議（第1日）に執行部（説明員）が出席できない場合でも、定足数を満たしていれば、流会を避けるため、会期日程の決定のみの議決も可能。

4 発災時期によるパターン

【発災時期パターン】番号 に対応

- (1) 告示前
- (2) 告示後から開会前日
- (3) 開会后本会議中
- (4) 委員会審査中
- (5) 最終日

※上記、災害発生時期により、日程を調整

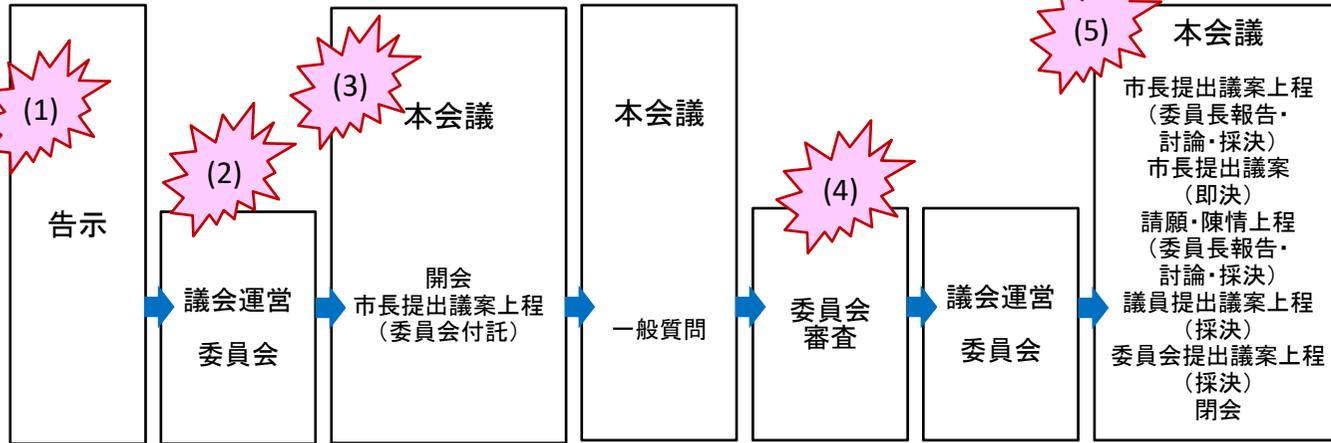
議案審議のみで会期を最短の日程とした場合
(7日間+休休日)

- 1 開会(議案上程・委員会付託・**討論・採決**:1日間)^{※1}
- 2 **オンライン開催の場合**, 委員会(4日間:1日2委員会ずつ)^{※2}
- 3 議会運営委員会(1日間)^{※3}
- 4 閉会(採決:1日間)

※1 当初予算の議案審議(第1回定例会)・**決算認定の議案審議**(第2回定例会)の場合は、開会日に、当該議案を除き、上程後、休憩中委員会審査、終了後に採決を想定。また、第2回及び第4回定例会は会期1日間とすることも検討。

※2 4委員会同時開催の環境整備が整うまでの間

※3 本会議の開催のための休会日等は、議会運営委員会で協議



-19-

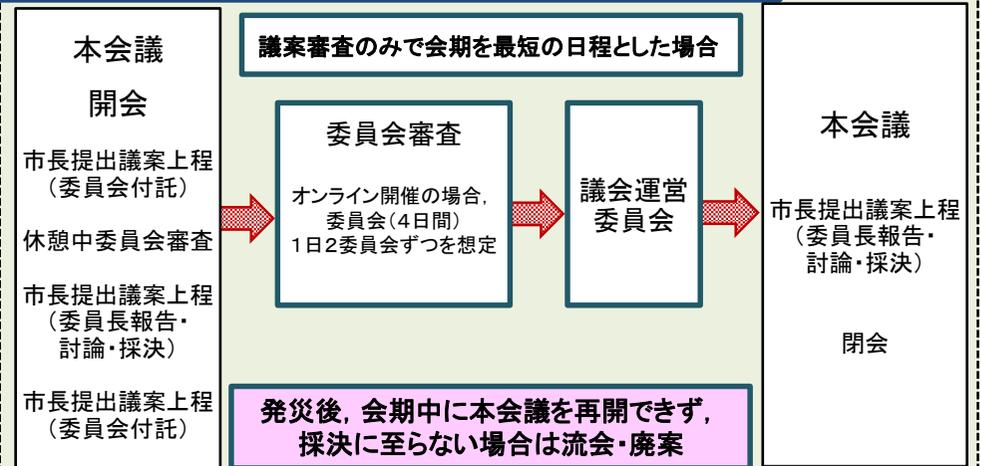
(1) 告示前

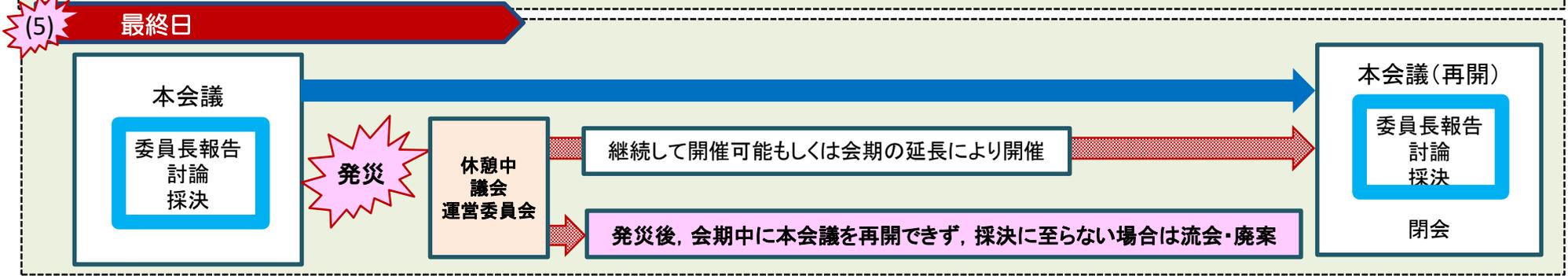
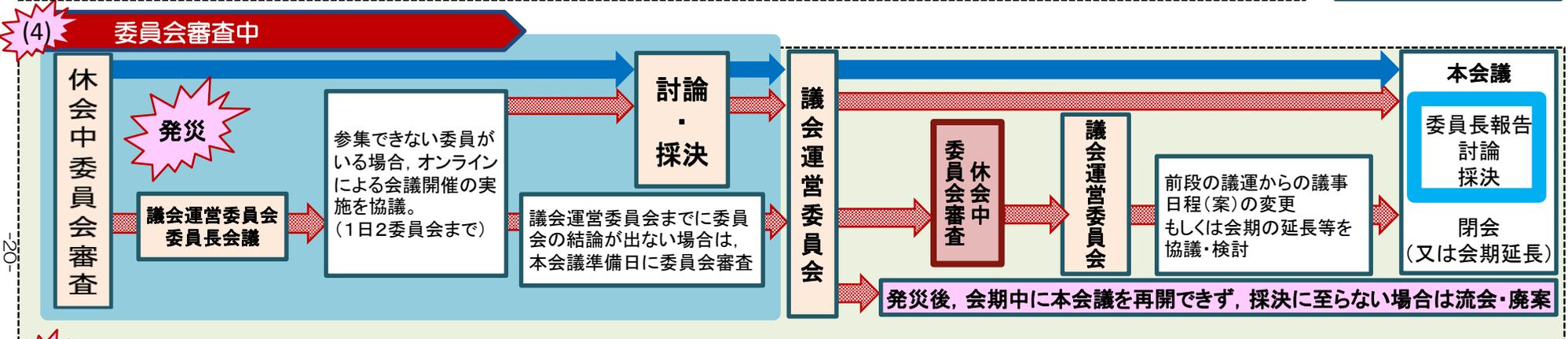
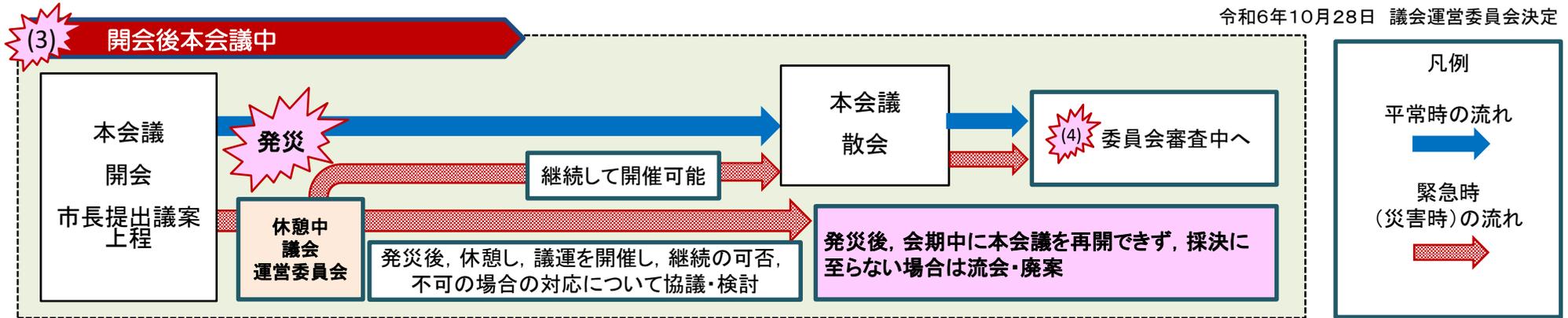
1 招集日等の変更について協議・検討
定例会開催の可否、会議日程の変更、各種会議開催の検討(委員会の開催方法)、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

(2) 告示後から開会前日

1 地方自治法第101条第8項に基づく招集日の変更
災害状況を勘案し、定例会開催の可否(定例会の招集日の変更含む)、会議日程の変更、各種会議開催の検討(委員会の開催方法)、審議等の検討、執行部の本会議等への出席の可否、議会棟が使用できない場合の代替場所、臨時会及び次回定例会の日程などについて確認・協議・検討

緊急時の最短日程の例(第1回及び第3回定例会)





5 流会・廃案になった場合の想定される対応

- 1 次回定例会に再度議案送付を受け、審議する。
- 2 臨時会を開催し、再度議案送付を受け、審議する。
- 3 特に緊急を要するため議会(上記2)を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合(地方自治法第179条)、可能な範囲で議会運営委員会を開催し、緊急を要する議案に限り、市長の専決処分により処理し、次回定例会で報告を受けその承認について審議する。(地方自治法第179条第2項)

大規模災害発生時応急対応マニュアル，調布市議会災害 対策支援本部要綱の一部改正及び先例・申し合わせ事項 について

1 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて

地震や風水害による災害が発生した場合に，調布市議会が調布市災害対策本部と連携し，迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱を補完するものとして別紙マニュアルを整備した。

〈令和6年12月13日議会運営委員会決定〉

2 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について

調布市議会災害対策支援本部要綱については，その一部を別紙のとおり改める。

〈令和6年12月13日議会運営委員会決定〉

(1) 改正内容

ア 第4 構成 第2項

本部長は，議長をもって充てる。ただし，一般選挙後，議長が選任されるまでの間は，議会事務局長をもって充てる。

イ 第8 招集等 第2項

本部長は，必要があると認めたときは，オンライン（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）により，会議を開くことができる。

3 先例・申し合わせの変更について

(1) 補助資料のモニターへの表示

セキュリティ強化のため、データの提出方法に USB メモリは利用しないこととする。

<令和6年12月13日議会運営委員会決定>

大規模災害発生時応急対応マニュアル

令和6年12月13日 議会運営委員会決定

本マニュアルは、地震や風水害による災害が発生した場合に調布市議会が調布市災害対策本部（以下、災対本部という。）と連携し迅速かつ的確に地域の支援に対処できるよう調布市議会災害対策支援本部要綱（平成24年5月21日議会要綱第1号）を補完するものである。 ※議員とは本部長、副本部長、本部員をいう。

1 調布市議会災害対策支援本部（以下支援本部という。）における基本原則

- ①支援本部は災害の状況に応じ、必要な体制をとりながら災対本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- ②本部員は、会議への参加の求めがあるまでは、地域の一員（消防団や自治会等）として救援・復旧活動等の支援を率先して行う。
- ③議員は災対本部を含む執行機関の災害対応の妨げとならないよう、直接、災対本部に個別の意見や要望はせず、情報提供は全て調布市災害対策支援本部を介すること。

2 支援本部の設置

災害時に災対本部が設置されたときは、市議会として、これと連携するため、支援本部を置くことができる。

【 災対本部設置の可能性がある目安 】

- 震災 地域において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- 風水害 大型台風の接近等により大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報、土砂災害警戒情報が発令され、市から警戒レベル3高齢者避難や警戒レベル4避難指示が発令される場合

3 連絡手段・内容

●連絡手段

議員からの安否確認及び本部への情報提供は、原則としてチャットアプリを用いるものとする。災害の状況により通信障害等が生じている場合は、適宜、電話・FAX・災害伝言ダイヤル等の活用を図ること。

●内容

- ①議員及び家族の安否状況
- ②議員の所在地
- ③議員の居宅の被災状況
- ④議員の参集の可否と参集可能な時期
- ⑤今後の議員との連絡方法
- ⑥地域の被災状況

※支援本部で集約し災対本部へ適宜提供する。ただし、報告内容への個別回答はしない。

< ◎地域の被災状況の報告内容 >

道路閉塞、河川の氾濫、冠水等迅速な災害対策に支障が生じるような被害

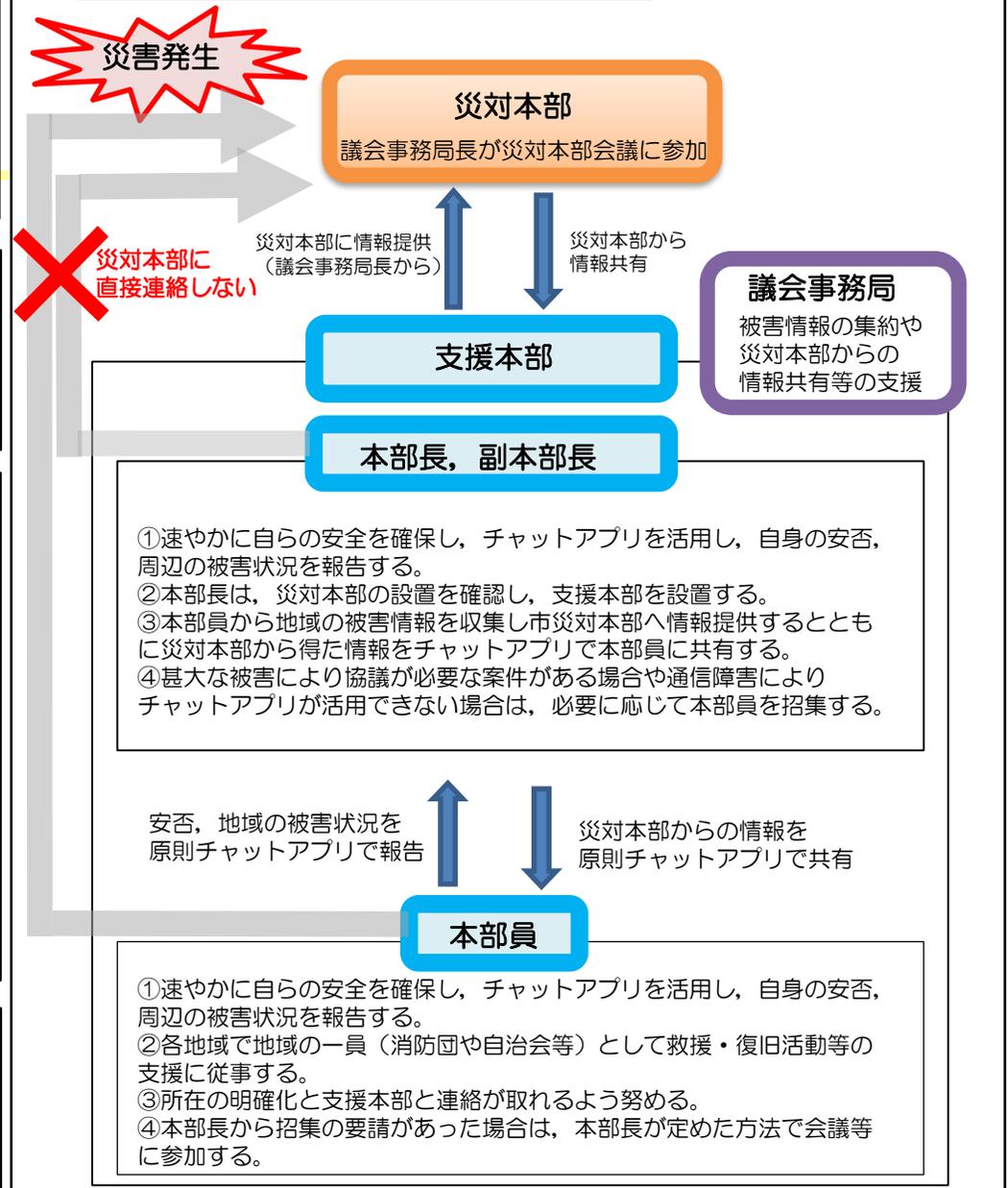
（報告例）

- 「小島町〇ー△ー□先の〇〇通りで家屋倒壊により道路閉塞あり」
- 「染地〇ー△ー□付近において冠水発生、〇〇アパートにおいて床上浸水あり」

4 注意事項

- ・職員や避難所に直接、要望・指示・情報提供等をせず、必ず支援本部を介すること。また、災対本部に回答は求めないこと。
- ・不確実な情報を発信しないこと（特にSNSに注意）。
- ・所在の明確化と常に支援本部と連絡がとれるように努めること。
- ・危険な場所に立ち入らないこと。

5 災害発生時のフロー（応急対応）



議会改革の取組「議会基本条例の検証について」

調布市議会では、議会基本条例制定から10年が経過し、近年の地方自治法の改正や、時代の変遷によるニーズに合った運営方法の検証や見直しが必要であるとの認識から、議会運営委員会において検証と協議を進めてきました。主な改革事項は以下のとおりです。

大規模災害時等にオンラインによる委員会等の開催を可能に

会議規則、委員会条例を改正

大規模災害時等にもオンライン出席による委員会等の開催を可能とするため、例規等の整備をしました。

災害対策としての各種マニュアルの整備について

調布市議会災害対策支援本部要綱を改正

要綱の改正に加え、要綱に基づく大規模災害発生時応急対応マニュアルのほか、緊急時（災害・感染症の蔓延等）の議会運営マニュアルを整備し、緊急時における議会の対応について確認しました。

議員研修

テーマ：議員のコンプライアンスについて

実施日：令和7年4月10日

講師：元全国都道府県議会議長会
事務局次長

内田 一夫 氏

兼職・兼業の禁止、請負禁止の緩和、政務活動費、SNSの活用、ハラスメントの防止など多岐にわたる内容について講義いただき、地方自治法の改正など制度理解に努めるとともに、議員としての責務について改めて確認しました。

市民の負託に応え、市議会の使命を果たすため、引き続き社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革を継続的に推進するよう努めてまいります。引き続き、議会活動に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市民参加及び広報広聴機能の拡充について

議会報告会の在り方について

SNS等の媒体を活用した広報や夜間時間帯での開催等、市民参加推進や広聴機能の拡充に努めました。

調布市生涯学習出前講座を実施

申請のあった放課後子供教室事業あそびバ・学童の児童を対象に〇×ゲームや模擬投票を行い、議員自らが市議会の仕組みや議員の仕事について、説明しました。（7回実施）

政治倫理について

ハラスメント対策についての研修やSNSの使用についての協議を実施し、日頃から責任感を持って議員の品位を保持していくことを確認しました。

その他の改革事項

議会のバリアフリー化

- 傍聴者への手話通訳・要約筆記の拡充
- 議場内への字幕モニターの設置、本会議中継映像字幕表示（7年度予定）



災害時オンライン訓練の様子

6 その他の議会改革事項

諮問事項に加え、下記事項についても協議・決定した。

1 手話通訳・要約筆記の実施	<p>(1) 令和6年第3回定例会以降、委員会審査時においても手話通訳を実施。 【令和6年9月9日議会運営委員会決定】</p> <p>(2) 本会議及び委員会における手話通訳・要約筆記の一部変更。 【令和6年9月19日議会運営委員会決定】</p>
2 議会のバリアフリー化	<p>聴覚障害者等にも傍聴しやすい議会を目指すため、議場へのA I字幕モニター設置に加え、本会議の中継映像に字幕を表示するための新年度予算を計上。</p>
3 常任委員会における所管事務調査について	<p>常任委員会の所管事務調査の実施方法の一部変更（条例提出後、引き続き調査を行う）。 【令和6年10月28日議会運営委員会決定】</p> <p>常任委員会の所管事務調査の実施方法の一部変更（委員会提出議案提案説明時の時間制限の撤廃）。 【令和6年11月27日議会運営委員会決定】</p>
4 委員会等審査時における電子機器の使用について（令和6年第3回定例会以降）	<p>令和6年第3回定例会以降の議場で開催される会議を除き、委員会等の審査時に、議員においては貸与されているタブレット端末でのキーボードの使用を許可し、理事者においてはキーボードの使用に加え、貸与されているノートパソコンの持ち込みを許可する議会運営の試行実施を決定。 【令和6年8月30日議会運営委員会決定】</p> <p>令和7年第2回定例会以降、試行実施を本格実施に改め、議場での審査時にも適用することに加え、携帯電話端末等の持ち込みを許可することをあわせて決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】</p>
5 調布市議会傍聴規則及び調布市議会委員会傍聴規程の一部改正について	<p>調布市議会傍聴規則の一部改正については、委員会提出議案として提出することを決定し、調布市議会委員会傍聴規程の一部改正については、傍聴規則の一部改正議決後に制定することを決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】</p> <p>委員会提出議案として、第2回定例会に付議することを決定。 【令和7年5月28日議会運営委員会決定】</p>
6 議会の委任による専決処分について（地方自治法第180条の規定に基づく専決処分事項の指定についての一部改正）	<p>支払督促に係る訴えの提起を専決処分事項の指定に追加することについて、市長から依頼があり、委員会提出議案として提出することを決定。 【令和7年5月12日議会運営委員会決定】</p> <p>委員会提出議案として、第2回定例会に付議することを決定。 【令和7年5月28日議会運営委員会決定】</p>
7 予算・決算の討論時間につ	<p>本会議場での市長提出議案の討論は、一般会</p>

いて	<p>計及び特別会計等の予算（補正予算を除く。）・決算は，1会派当たり，5分を基礎時間とする。所属議員が2人以上の会派の討論時間は，2人目以降の議員1人につき2分を加えた時間以内に行い，モニターに残時間を表示する。</p> <p>上記以外の本会議場での市長提出議案の討論は，1議案に対しておおむね3分以内とする。</p> <p>【令和7年5月28日議会運営委員会決定】</p>
----	--

手話通訳・要約筆記の実施について

- 1 令和 6 年第 3 回定例会以降，委員会審査時においても手話通訳を実施
＜令和 6 年 9 月 9 日議会運営委員会決定＞

- 2 傍聴者への手話通訳・要約筆記の実施
本会議及び委員会における手話通訳・要約筆記については，別紙のと
おり実施
＜令和 6 年 9 月 1 9 日議会運営委員会決定＞

議会改革検討代表者会議での検討・協議結果（平成24年4月27日）

【提案内容】

予約制手話通訳・要約筆記

【合意内容】

手話通訳・要約筆記は、予約制を基本とし、傍聴ができるよう予算化を図り実施していく。
平成25年度予算

手話通訳者派遣委託料 4,200円×2時間×2人×4回=67,200円

要約筆記者派遣委託料 3,000円×2時間×2人×1回=12,000円

議会運営委員会での決定事項（平成25年8月29日）

平成25年第3回定例会から申込制（傍聴希望日の3日前まで）により本会議において実施。

【実施場所】

手話通訳：傍聴者は一般傍聴席1列目、通訳者は傍聴者前の報道傍聴席に起立して行う。

要約筆記：傍聴者は一般傍聴席、筆記者は傍聴者の隣に着席して行う。

議会運営委員会での決定事項（令和6年9月9日）

手話通訳を委員会審査時においても実施。

今後の実施内容

下線部変更箇所

		手話通訳		要約筆記	
		本会議	委員会	本会議	委員会
開始日		平成25年第3回定例会	令和6年第3回定例会	平成25年第3回定例会	令和6年第3回定例会
申込期限		傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで	傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで	傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで	傍聴希望日の3日前（土・日曜日及び祝日を除く）の午後4時まで
実施場所	傍聴者	議長判断による例）通訳を確認しやすい傍聴席	委員長判断による	議長判断による例）報道傍聴席	委員長判断による
	手話通訳者 要約筆記者	議長判断による例）報道傍聴席に起立して・速記者席横	委員長判断による例）傍聴者が確認しやすい場所	議長判断による例）報道傍聴席（傍聴者の隣に着席）	委員長判断による例）傍聴者隣に着席し、学校机サイズの机を設置して
実施方法		—	—	手書きによる筆記に加え、パソコンによる筆記も可とする。 ※電源の確保が必須	手書きによる筆記に加え、パソコンによる筆記も可とする。 ※電源の確保が必須
その他		—	委員長が、可能な範囲で審査順序の変更や傍聴可能人数について、総合的に判断する。	—	委員長が、可能な範囲で審査順序の変更や傍聴可能人数について、総合的に判断する。

※日程の変更や手話通訳者及び要約筆記者の確保ができないことなどの理由により、実施できない場合あり。

これまでの実績

時期	内容
平成25年第3回定例会	9月5日（手話通訳者2人） 一般質問
平成26年第1回定例会	3月10日（要約筆記） 一般質問
平成26年第3回定例会	9月24日（手話通訳者2人） 議員提出議案
平成29年第4回定例会	12月4日（手話通訳者2人） 一般質問
令和4年第1回定例会	3月24日（手話通訳者 午前2人 午後2人） 陳情・委員会提出議案
令和6年第3回定例会	9月12日（手話通訳者 2人） 厚生委員会 市長提出議案

常任委員会における所管事務調査について

1 常任委員会における所管事務調査について

常任委員会の所管事務調査の実施方法については、その一部を別紙のとおり改める。

(1) 改正内容

所管事務調査による委員会提出議案については、意見書・決議以外の議案と同様に、上程時の提案理由の説明時間に制限を設けないこととする。

<令和 6 年 1 1 月 2 7 日議会運営委員会決定>

令和元年11月21日
議会運営委員会決定

令和6年10月28日
議会運営委員会決定

令和6年11月27日
議会運営委員会決定

「常任委員会における所管事務調査について」

常任委員会の所管事務調査実施方法（改正版）

1 所管事務調査の実施について

委員間での協議等により所管事務調査を実施する場合は、委員会において全会一致で決定するものとし、下記の流れによって行う。

- (1) 調査項目（テーマ）については、委員会で協議のうえ決定する。
- (2) 実際の調査については、理事者説明、行政視察、委員間協議等を行う。
- (3) 調査については、委員の任期（2年）内に終える。
- (4) 調査終了時には、調査報告書を議長に提出し、任期内の本会議で報告する。

ただし、政策条例提出の場合は、報告書は不要とするが、委員の任期内であれば、政策条例制定後の調査も可能とし、調査終了時に調査報告書を議長に提出するとともに、任期内の本会議で報告する。

2 調査実施スケジュール（政策条例以外）

時 期	内 容
定例会（委員会）	●調査項目（テーマ）の決定 議題：所管事務調査の協議について ・所管事務調査項目（テーマ）協議，決定 ・所管事務調査通知書，閉会中継続調査申出書を議長に提出
最終日（本会議）	・閉会中における特定事件継続調査について議決
閉会中（委員会等） ※定例会中の委員会でも調査可	●所管事務調査の実施 ・理事者説明 ・関係団体等との意見交換（必要に応じ委員派遣議決） ・行政視察 ・委員間協議 ・調査報告書作成に向けた協議，取りまとめ，作成

定例会（本会議）	●調査結果 ・調査報告書の提出→本会議で委員長報告
定例会終了後	●調査報告書を市長へ提出

3 調査実施スケジュール（政策条例）

政策条例（委員会提出議案）の提出にあたり，内容によってパブリック・コメント（以下「パブコメ」という）を実施する場合は，調布市パブリック・コメント手続条例に準じて行い，以下の提出スケジュール等を基本とする。

なお，パブコメ実施における意見募集の用紙配架やHP・市報への掲載等は事務局が行い，議会の考え方作成等については，委員長によるものとする。

〈提出スケジュール等〉

時 期		内 容	
定例会（委員会）		●調査項目（テーマ：政策条例）の決定 議題：所管事務調査の協議について ・所管事務調査項目（テーマ）協議，決定 ・所管事務調査通知書，閉会中継続調査申出書を議長に提出	
最終日（本会議）		・閉会中における特定事件継続調査について議決	
閉会中（委員会等） ※定例会中の委員会でも調査可		●所管事務調査の実施 ・理事者説明 ・関係団体等との意見交換（必要に応じ委員派遣議決） ・行政視察 ・委員間協議 ・政策条例提出に向けた協議，条例案等作成 ※委員会提出議案として提出に向けた諸手続 （委員長判断により，全議員説明会などで，情報共有）	
時 期		策定手続等	広 報 等
パ ブ コ メ 実 施 の 場 合	閉会中（委員会） 又は 定例会（委員会）	【パブコメ実施に向けて】 ●条例案等提出スケジュールを協議 ◎委員長から議長へ条例案等提出スケジュールなどを報告	
		●議会運営委員会で，条例案等提出スケジュールなどを報告	
		【パブコメ実施→議会の考え方作成】 ○パブコメ実施準備 ○パブコメ開始（30日間）	・市報，（市議会だより） 掲載 ・HP ・公共施設に資料等配架

	○パブコメ結果（議会の考え方）作成・条例案調整	
	◎委員長から議長へパブコメ結果等報告 →各会派幹事長へ送付	
	【パブコメ結果公表】 ○パブコメ結果（議会の考え方）公表	・HP
閉会中（委員会）	●前段議会運営委員会に条例案提出	・HPの議案ページへの掲載
定例会（本会議）	（後段議会運営委員会3時間前までに質疑通告） ●最終日議決（提案理由説明・質疑・討論は議席） ※条例制定後の調査も可。 （例：逐条解説の作成等）→改めて議長へ報告	
定例会（臨時会）	【条例制定後の調査】 ●調査結果 ・調査報告書の提出→本会議で委員長報告 ○提出時期 改選前：第1回定例会（もしくは臨時会）までに 役選前：第2回定例会開会日までに	・HPに報告書掲載
本会議終了後	●調査報告書を市長へ提出	

令和 6 年第 3 回定例会以降の議会運営について

1 委員会等審査時における電子機器の使用について（令和 6 年第 3 回定例会以降）

令和 6 年第 3 回定例会以降の議場で開催される会議を除き，委員会等の審査時に，議員においては貸与されているタブレット端末でのキーボードの使用を許可し，理事者においてはキーボードの使用に加え，貸与されているノートパソコンの持ち込みを許可する議会運営の試行実施を決定。

<令和 6 年 8 月 30 日議会運営委員会決定>

今後の会議時における電子機器等の使用について

1 令和 6 年第 3 回定例会以降，試行実施してきた委員会等審査時における電子機器の使用に加え，内容を一部改めることを決定。

(1) 理事者

災害時等の対応強化及びノートパソコンの使用による働き方改革の推進を目的として，貸与されているノートパソコンを議場で使用することに加え，携帯電話等の持ち込みを許可することを決定。

(2) 議員

災害時等の対応強化を目的として，貸与されているタブレット端末のキーボードを議場で使用することに加え，携帯電話等の持ち込みを許可することを決定。

傍聴者も含め，全ての電子機器等は電源を切らなくても音を発しない状態にしたうえで，使用することを条件とする。

なお，携帯電話端末（スマホ等）の持ち込みを可能とする変更は，災害時等の対応強化によることを目的としていることに加え，調布市議会会議規則第 111 条の規定により，「何人も，会議中は，参考のためにするもののほか，新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。」とされていることに十分に留意した上で，使用すること。

<令和 7 年 5 月 12 日議会運営委員会決定>

今後の電子機器等の使用について

1 理事者

(1) 変更理由

災害時等の対応強化及びノートパソコンの使用による働き方改革の推進による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	×
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○ ※貸与品のみ	○ ※貸与品のみ	×	○ ※貸与品のみ

2 議員

(1) 変更理由

災害時等の対応強化による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	—
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○ ※貸与品及び キーボード	○ ※貸与品及び キーボード	×	○ ※貸与品及び キーボード

(参考)

1 傍聴者

(1) 変更理由

調布市議会傍聴規則及び調布市議会委員会傍聴規程の一部改正案による。

(2) 今後の取扱い

電子機器等	新		旧	
	議場	委員会室	議場	委員会室
携帯電話端末 (スマホ等)	○	○	×	—
			※電源を切った状態	※電源を切った状態
その他音を発する機器 (タブレット端末やノートPC等)	○	○	×	×

(補足)

今後全ての電子機器等は、電源を切らなくても音を発しない状態であれば使用が可能とする。

今後の本会議場での市長提出議案の討論時間について

- 1 今後の本会議場での市長提出議案の討論時間について以下のとおり、一部内容を改めることを決定。
 - (1) 市長提出議案の討論時間について
 - ア 一般会計及び特別会計等の予算（補正予算を除く。）・決算議案
1 会派当たり，5 分を基礎時間とする。所属議員が 2 人以上の会派の討論時間は，2 人目以降の議員 1 人につき 2 分を加えた時間以内に行うこととする。

なお，当該議案の討論時間については，モニターに残時間の表示を行う。
 - イ 上記以外の本会議場での市長提出議案
1 議案に対しておおむね 3 分以内とする。

本会議場での市長提出議案に対する討論の通告をする場合は，発言しようとする本会議直前の議会運営委員会までに通告する。

<令和 7 年 5 月 28 日議会運営委員会決定>
 - (2) 市長提出議案の討論の申し出等について
市長提出議案の討論の申し出があった場合は，原則認める。ただし，結果が全会一致の場合は，その可否を議会運営委員会で協議する。

<令和 7 年 5 月 28 日議会運営委員会決定>

今後の一般会計及び特別会計等の予算（補正予算を除く。）
・決算の討論時間について

会派名	人数	決定事項	コロナ対応時
		討論時間	討論時間
		基礎5分	基礎5分
		2人目以降1人につき2分	2人目以降1人につき1分
チャレンジ調布	8	19	12
公明党	5	13	9
自民党新政会	5	13	9
日本共産党	2	7	6
日本維新の会	2	7	6
れいわネット・にじいろの会	2	7	6
自由民主党	1	5	5
立憲民主党	1	5	5
調布ミライ政策会議	1	5	5
次世代・調布	1	5	5
計	28	86	68

※ 上記議案の討論時間については、モニターに残時間の表示を行う。

※ 上記以外の本会議場での市長提出議案の討論は、1議案に対しておおむね3分以内とする。

※ 調布市議会会議規則第51条第1項

発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

7 検討経過

幹事長会議 令和5年8月31日	日程	議会改革等に関する協議事項について
	内容	議長から議会改革等に関する協議事項について説明があり了承。なお、議会基本条例に関する件は議会運営委員会の協議とする。
	資料	① 議会改革等に関する協議事項
議会運営委員会 令和5年9月20日	日程	議会改革等に関する協議事項について (1) 調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長から、今後調布市議会基本条例の検証について協議する旨の発言があった。 条例の確認のための研修等の実施について了承。
	資料	② 議会改革等に関する協議事項（議長提案）
調布市議会基本条例勉強会 令和5年10月3日	日程	調布市議会基本条例について
	内容	条例制定の背景，制定の経過，条例の概要などについての理解を深める機会を設けた。
	資料	③ 調布市議会基本条例について
議会運営委員会 令和5年10月10日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長から、基本条例の検討事項として第3条，第5条，第8条，第12条，第19条について重点的に検討していききたい旨の提案があり，事務局から補足説明。
	資料	④ 調布市議会基本条例検証報告書(平成31年2月発行)における課題等一覧表
議会運営委員会 令和5年10月27日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	議長の提案事項5項目について，継続協議していくことを全会一致で決定。
	資料	無し
議会運営委員会 令和5年11月13日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	今後の協議の進め方について，次回の会議で検証シートに基づき会派からの意見等を受け，その次の会議から条文の順序により検証を開始，各条の協議の進捗状況に応じて同時進行で協議を進めていくことを決定。 第3条及び第8条は，密接にかかわる事項であるため，一つの課題として取り組むことを決定。 近年の主立った地方自治法改正の概要について説明。
	資料	⑤ 調布市議会基本条例検証シート(会派回答用)，⑥ 地方自治法改正概要(R5.11.13議会運営委員会資料)
議会運営委員会 令和5年11月28日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	会派持ち帰り分の検証シートに基づき会派の意見を確認し，次回以降の会議で順次条文の検証を行うことを決定。
	資料	⑦ 調布市議会基本条例検証シート（R5.11.28）

議会運営委員会 令和 5 年 12 月 14 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	<p>委員長から、今後の協議の進め方及び本日の協議の進め方並びに本件は議決事項ではないことから、全会派の合意が図られた上で協議を進めていきたい旨、委員長から発言があり、了承。</p> <p>委員長から基本条例第 3 条及び第 8 条の検証において、広報・広聴に関するもの及び議会報告会の開催に関するものについては、市民への議会報告実行委員会での協議としてはどうかとの提案があり、会派持ち帰りとなった。</p> <p>基本条例第 5 条の検証は、事務局の説明後ハラスメント対策の研修を任意で、全議員を対象とした全国市議会議長会の推奨する研修動画を全員協議会室で視聴することを提案し了承。</p>
	資料	<p>7, 8 調布市議会基本条例検証シートの仕分け結果,</p> <p>9 全国市議会議長会通知 (ハラスメント防止研修), 10 政治分野におけるハラスメントの防止について</p>
議会運営委員会 令和 6 年 1 月 9 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	<p>ハラスメント研修の実施について 2 月 9 日 (金) 午後 2 時から全員協議会室で 30 分程度の動画を視聴後、簡単な意見交換を行うこととした。</p> <p>議会報告会の在り方や開催方法については、幹事長会議を通じて市民への議会報告実行委員会に依頼することに決定し、次回開催予定の幹事長会議に、委員長から依頼することを了承。</p>
	資料	<p>11 検証の振り返りと本日の協議内容, 12 請願・陳情提出者説明の推移, 13 請願・陳情の提出者説明の運用に関する陳情, 14 平成 27 年陳情第 7 号, 15 平成 27 年陳情第 10 号, 16 平成 27 年陳情第 11 号, 17 平成 28 年陳情第 60 号, 18 第 5 条オンラインに関するもの・第 12 条災害対策に関するもの</p>
幹事長会議 令和 6 年 1 月 23 日	日程	幹事長会議における協議の依頼について
	内容	<p>議長から諮問のあった「調布市議会基本条例第 3 条及び第 8 条の検証項目である広報・広聴及び議会報告会の開催に関する課題の整理について」市民への議会報告実行委員会での協議を幹事長会議に依頼することを決定し、委員長から議長宛てに依頼文書を送付。本件の了承後、議長から市民への議会報告実行委員長に依頼する予定である旨の報告があり、了承。</p>
	資料	<p>19 幹事長会議における協議の依頼について (写)</p> <p>【参考】20 市民へ議会の報告実行委員会における協議の依頼について</p>
議会運営委員会 令和 6 年 1 月 23 日	日程	調布市議会基本条例の検証について
	内容	<p>基本条例第 8 条の、陳情提出者説明に関する項目について、会派持ち帰りの意見を確認した。</p> <p>第 5 条及び第 12 条の災害対策を含むオンラインの検討について、会派持ち帰りの意見を確認。</p>

	資料	21 検証の振り返りと本日の協議内容, 22 第5条・第12条(検討課題・手順), 18, 23 調布市議会災害対策支援本部要綱, 24 令和元年台風第19号に係る調布市議会災害対策支援本部活動等報告書
議員研修 令和6年2月9日	日程	ハラスメント研修
	内容	総務省提供動画を視聴・意見交換(全員協議会室)
	資料	10
議会運営委員会 令和6年2月22日	日程	1 第8条 陳情提出者説明について 2 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討について (1) 災害に関する項目 (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 3 第19条 (1) ハラスメント対策について
	内容	1 説明時間は原則5分とすることを全会一致で確認し, 先例・申し合わせ事項に記載することを決定。議事録の作成については, 継続協議。 2 (1) 行動マニュアルについては全会派一致で作成を決定。会派で参考事例の調査を依頼。 3 (1) 研修後のアンケート結果をラインワークスで送付している旨案内し, 結果の概要を確認した。
	資料	25 検証の振り返りと本日の協議内容, 26 第5条オンラインに関するもの・第12条災害対策に関するもの, 18
幹事長会議 令和6年3月19日	日程	議会報告会について
	内容	市民への議会報告実行委員長から第18回の議会報告会の実施内容について報告。 実施日時: 令和6年5月12日, 午後2時から4時 場所: 文化会館たづくり12階大会議場 内容: 前回と同様議長, 常任委員長からの報告, 広聴, 最後のまとめの構成で行う。
	資料	無し
議会運営委員会 令和6年3月29日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討について (1) 災害に関する項目 (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 2 第19条 政治倫理について (1) ハラスメント対策について (2) SNSの発信について
	内容	1 (1) 会派から他市議会の参考事例紹介。災害時の行動マニュアルの案文を正・副委員長に一任。 (2) オンライン会議を体験した上で, 検討することとする。 2 (1) ハラスメントに対する議員の共通理解のため, 勉強会や研修の機会を設けることを要望する意見が多

		<p>く、研修方法等の方向性を正・副委員長で検討し、議員の意識改革から取り組むこととした。</p> <p>(2) ルールを明文化しないことを全会一致で決定し、今回の議論の内容を会派に持ち帰り、会派内で情報共有をすることとなった。</p>
	資料	<p>27 調布市議会における先例・申合せ事項新旧対照表（令和6年2月22日決定）、28 検証の振り返りと本日の協議内容、</p> <p>チャレンジ調布：29 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル、30 浜松市議会災害対策本部設置時の対応（イメージ図）</p> <p>自民・維新の会：31 流山市議会災害対応マニュアル、公明党：32 西宮市議会BCP（業務継続計画）、日本共産党：33 国分寺市議会災害対応マニュアル、生活者ネットワーク：34 鯖江市議会緊急時業務継続計画、35 大津市議会BCP（業務継続計画）、36 大津市議会BCP携帯ハンドブック、37 大津市議会BCP（業務継続計画）（素案）、38 取手市議会感染症対応規程、39 議会災害対応マニュアル議会BCP（御殿場市議会）、れいわ新選組調布：40 仙台市議会災害対応マニュアル（議会BCP）、</p> <p>調布ミライ政策会議：41 大津市議会だより（議会活動のデジタル化を推進しています）、42 大津市議会BCP（業務継続計画）、43 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について（令和4年2月15日）、44 災害発生時における市議会及び議員の行動について（上越市議会）</p> <p>※他市参考資料は、デジタル版のみ全文添付</p>
議会運営委員会 （平場） 令和6年4月26日	日程	オンライン会議体験会
	内容	<p>議会運営委員長及び正副議長を除き、各委員会室に1人ずつ移動し、全員協議会室と委員会室に別れて、オンラインの会議を3交代で体験会を実施。</p> <p>実施後、参加者から意見聴取をした。</p>
	資料	無し
議会運営委員会 令和6年5月30日	日程	<p>1 第19条</p> <p>(1) ハラスメント研修</p> <p>2 第5条及び第12条</p> <p>災害対策を含むオンラインの検討</p> <p>(1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目</p> <p>(2) 災害に関する項目</p>
	内容	<p>1 (1) 議会運営委員会での協議内容を踏まえ、正・副議長において、令和6年度以降の研修の実施の検討を依頼した。</p> <p>2 (1) オンライン会議の感想含め、例規の整備を進めることについて協議。</p> <p>(2) 議長から、要綱制定時とは環境が大きく変化してきていることを踏まえ、現状にあわせた要綱見直しの検討の協議について発言があり、核会派持ち帰り協議することとなった。</p>

	資料	45 検証の振り返りと本日の協議内容, 46 時系列に見る基本的行動パターン(夜間・休日に発災した場合), 47 時系列に見る基本的行動パターン(大津市議会), 48 時系列に見る基本的行動パターン(豊島区議会)
幹事長会議 令和6年6月14日	日程	1 調布市議会議員災害時安否状況確認訓練について 2 調布市議会議員研修について
	内容	1 7月17日にオンライン会議体験会, 10月11日に災害時安否状況確認等訓練を想定したオンライン会議を実施。 2 議員研修のテーマを募集。全国市議会議長会より「市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について」案内があり議員研修として取り組むことを確認。
	資料	49 市災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験(1回目), 50 市議会におけるハラスメント防止研修動画の掲載について
議会運営委員会 令和6年6月14日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 (2) 災害に関する項目 2 第5条 議会運営に関するもの (1) 一般会計決算総括質疑の検討について
	内容	1 (1) 参集が困難な場合の例規の整備については, 有事を想定した規定とし, 平時については今後, 必要性が生じた際に改めて議論することと決定。 (2) 要綱の見直しの案文を含め, 災害時行動マニュアルの案の作成を正・副委員長に一任。 2 (1) 令和6年第3回定例会においても実施しないこと及び令和7年の第3回定例会では, 次の役員構成の中で, 必要に応じて検討することを決定。
	資料	51 検証の振り返りと本日の協議内容, 18, 11, 52 例規の整備が必要な検討事項(特例としてオンライン会議を開会する条件等)・【参考】委員会条例オンライン会議の規定例(フェーズに応じた会議の開会方法等の特例措置の実施要件)
災害時安否確認訓練(オンライン)に向けての練習会(1回目) 令和6年7月17日	日程	災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験
	内容	3 グループに分かれ, オンライン会議訓練を実施
	資料	53 災害時安否状況確認訓練を想定したオンライン会議体験(1回目)グループ
幹事長会議 令和6年8月30日	日程	調布市生涯学習出前講座について
	内容	議長から全5回実施した出前講座について報告。今後, 他の施設から依頼があった場合には各会派幹事長に相談し, 積極的に取り組みたい旨の発言あり。
	資料	54 調布市生涯学習出前講座の実施報告
議会運営委員会 令和6年8月30日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 災害に関する項目

		<p>ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて</p> <p>イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について</p> <p>(2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目</p>
	内容	<p>1 (1) ア 委員長からこれまでの議会の対応の課題について補足説明，議長から直近で設置された災害対策支援本部の活動等について所感を述べる発言があった。</p> <p>(2) 標準市議会会議規則，標準市議会委員会条例の改正の概要について説明。</p>
	資料	<p>55 大規模災害時応急対応マニュアル（案），56 緊急時（災害・感染症の蔓延等）の議会運営マニュアル（案），57 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を改正する要綱・新旧対照表，58 調布市議会会議規則改正案・新旧対照表，59 調布市議会委員会条例改正案・新旧対照表，60 令和5年度標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例一部改正に関する報告書（改訂（8月6日現在）），61 標準市議会会議規則，標準市議会委員会条例の改正について（概要）</p>
<p>議会運営委員会 令和6年9月19日</p>	日程	<p>1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討</p> <p>(1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目</p>
	内容	<p>1 (1) 正・副委員長が提案した案文で委員会提出議案の準備を進めることで全会派一致で決定。</p> <p>運用方法については，要綱として定めること及び会議規則で議長が定めるとされている規程整備も行い，案文の作成を正・副委員長に一任。</p>
	資料	54
<p>災害時安否確認訓練（オンライン） に向けての練習会（2回目） 令和6年9月25日</p>	日程	オンライン練習会（2回目）
	内容	第1回に参加できなかった議員中心にオンライン会議訓練を実施
	資料	62 【別紙1】実施要領（オンライン会議2回目）
<p>災害時安否確認訓練（オンライン） 令和6年10月11日</p>	日程	<p>1 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス）</p> <p>2 被害状況等報告訓練（オンライン）</p>
	内容	大規模災害時を想定し，従来の安否状況確認訓練を行うとともに，被害状況報告についてはオンラインで行った。
	資料	63 訓練の実施について
<p>議会運営委員会 令和6年10月28日</p>	日程	<p>1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討</p> <p>(1) 災害に関する項目</p> <p>ア 大規模災害発生時応急対応及び緊急時の議会運営マニュアルについて</p> <p>イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について</p>

	内容	1 (1) 大規模災害発生時応急対応については、役員会の設置は見送り、修正案を正・副委員長に一任。緊急時の議会運営マニュアルについては案文とおり決定。 (2) 大規模災害発生時応急対応と同様に役員会の設置は見送り、修正案を正・副委員長に一任。
	資料	64 検証の振り返りと本日の協議内容
議会運営委員会 令和6年11月27日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について 2 第19条 政治倫理 (1) 議員の請負に関する項目
	内容	1 (1)ア 提案した概要資料により、協議が整い次第、要綱案を作成、提案することを決定。 2 (1) 勉強会や研修など、議会として共通の制度理解を図ることについて委員から発言があり、請負に関する制度理解促進のための研修等の実施については、正・副議長に検討を依頼することを決定。
	資料	65 検証の振り返りと本日の協議内容、66 会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)及び委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)の概要、67 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)、68 調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)、69 常任委員会等のオンライン開催(開催方法の特例)、70 オンラインによる方法を活用した委員会等開催までの流れ(要綱(案)の概要)、71 請負の範囲の明確化と要件の緩和について
議会運営委員会 令和6年12月13日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 災害に関する項目 ア 大規模災害発生時応急対応マニュアルについて イ 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部改正について (2) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)及び調布市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程(案)について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について
	内容	1 (1)ア, イ 決定。 (2)ア 決定。 本2件の規程は、会議規則及び委員会条例の一部改正の議決後に制定となる旨、委員長から補足。 イ 決定。

		要綱案の概要資料をもとに作成する要綱案の案文を正・副委員長に一任。
	資料	72 検証の振り返りと本日の協議内容, 73 大規模災害発生時応急対応マニュアル(案), 74 調布市議会災害対策支援本部要綱の一部を改正する要綱・新旧対照表
議会運営委員会 令和7年1月20日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の一部改正について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について
	内容	1 (1) ア, イは, 持ち帰り協議とし, 次回以降議題とする旨, 委員長から案内。
	資料	75 委員会提出議案・調布市議会会議規則の一部を改正する規則(案), 76 調布市議会会議規則の一部を改正する規則(案)新旧対照表, 77 委員会提出議案・調布市議会委員会条例の一部を改正する条例(案), 78 調布市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表, 79 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)
議会運営委員会 令和7年1月27日	日程	1 第5条及び第12条 災害対策を含むオンラインの検討 (1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目 ア 調布市議会会議規則及び調布市議会委員会条例の一部改正について イ 調布市議会オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)について
	内容	1 (1)ア, イ 決定。
	資料	無し
幹事長会議 令和7年2月26日	日程	1 市民への議会報告実行委員会の協議結果等について 2 議員研修について 3 調布市生涯学習出前講座について
	内容	1 市民への議会報告実行委員長から依頼されていた協議結果の報告があった。 2 議員の責務, 兼職・兼業の禁止, 請負禁止の緩和, 政務活動費など「議員のコンプライアンスについて」として元全国都道府県議長会事務局次長内田一夫氏を講師に4月10日に実施することを決定。 3 議長から, 令和7年1月15日と2月5日に実施した2回目の出前講座の報告があった。
	資料	80 市民への議会報告実行委員会における協議について(報告), 81 議員研修について, 82 調布市生涯学習出前講座(令和7年1月, 2月)の実施報告
議会運営委員会 令和7年2月26日	日程	1 第3条及び第8条 (1) 広報広聴及び議会報告会の開催に関する協議事項 2 第5条及び第12条

		<p>災害対策を含むオンラインの検討</p> <p>(1) 例規の整備を含むオンライン会議の協議に関する項目</p> <p>ア 調布市議会全員協議会要綱及び調布市議会広報委員会要綱の一部改正について</p>
	内容	<p>1 (1) 幹事長会議で了承された市民への議会報告実行委員会での協議結果について議長から報告・了承。</p> <p>2 (1) 本2件の要綱については，改正せずに各会議がオンライン開催できる旨の説明があり，了承。</p>
	資料	<p>80, 83 委員会提出議案・調布市議会会議規則の一部を改正する規則，84 委員会提出議案・調布市議会委員会条例の一部を改正する条例</p>
<p>本会議 令和7年2月28日</p>	日程	<p>委員会提出議案第2号 調布市議会委員会条例の一部を改正する条例</p> <p>委員会提出議案第1号 調布市議会会議規則の一部を改正する規則</p>
	内容	<p>会議の冒頭にそれぞれ上程，満場一致で可決。</p>
	資料	<p>83, 84</p>
<p>議会運営委員会 令和7年3月24日</p>	日程	<p>第5条及び第12条</p> <p>1 例規の整備を含む オンライン会議の協議に関する項目</p> <p>(1) 先例・申し合わせ事項について</p>
	内容	<p>1 (1) 大規模災害時等に幹事長会議をオンラインで開催できること，オブザーバーは委員外議員の規定によることを決定。</p>
	資料	<p>85 先例・申し合わせ事項新旧対照表</p>
<p>議会運営委員会 令和7年3月31日</p>	日程	<p>未検証項目の振り返りについて</p>
	内容	<p>未検証項目の課題や協議に至らない課題については，次回の役員構成の中で必要に応じて協議いただくことを決定。</p>
	資料	<p>無し</p>
<p>議会研修 令和7年4月10日</p>	日程	<p>議員のコンプライアンス（議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費等）について</p>
	内容	<p>議員の責務，兼職・兼業の禁止，請負禁止の緩和，政務活動費等について理解を深めた。</p>
	資料	<p>著作権の関係により，資料添付せず。</p>
<p>議会運営委員会 令和7年4月16日</p>	日程	<p>第19条 政治倫理</p> <p>1 議員の請負に関する項目について</p>
	内容	<p>請負状況の公表についての，例規等を整備することの可否及び議員個人による請負状況の透明性を確保するための取組として，各議員の請負状況の確認を毎年1回，定期的に行うことについて持ち帰り協議とする旨，委員長から案内。</p>
	資料	<p>無し</p>
<p>議会運営委員会 令和7年5月12日</p>	日程	<p>第19条 政治倫理</p> <p>1 議員の請負に関する項目について</p>

	内容	引き続き協議することを決定。
	資料	無し
災害時安否確認訓練（オンライン） 令和7年5月15日	日程	1 災害時安否状況確認訓練（ラインワークス） 2 被害状況等報告訓練（オンライン）
	内容	大規模災害時を想定し，従来の安否状況確認訓練を行うとともに，被害状況報告についてはオンラインで行った。
	資料	86 令和7年度第1回調布市議会議員災害時安否状況確認訓練実施要領
議会運営委員会 令和7年5月28日	日程	第19条 政治倫理 1 議員の請負に関する項目について 検証報告書について
	内容	請負状況の公表に係る例規等の整備については，他団体の動向等を注視していき，今後必要に応じて検討していくこととし，各議員の請負状況の確認を毎年1回定期的に行うことの検討を正・副議長に依頼することを決定。 検証結果を報告書として取りまとめ，報告書の提出をもって，調布市議会基本条例の検証について完了
	資料	87 調布市議会基本条例の検証報告書



災害対策訓練の様子

8 調布市議会基本条例の検証協議経過

種別	議会基本条例検証項目		令和5年									令和6年												
	条文	内容	8月31日	9月20日	10月3日	10月10日	10月27日	11月13日	11月28日	12月14日	1月9日	1月23日	2月9日	2月22日	3月19日	3月29日	4月26日	5月30日	6月14日	7月17日	8月30日	9月9日	9月19日	
幹事長会議			基本条例の確認と検証を提起									議会報告実行委員会へ依頼することを了承		文教委員会所管事務調査の中間報告・全議員説明会について	議会報告実行委員長から報告第18回議会報告会の実施内容				ハラスメント防止研修 全国市議会議長会動画の視聴を決定		調布市生涯学習出前講座の実施について報告			
研修等					議会基本条例勉強会															オンライン会議訓練を実施				
議会運営委員会	議長発言			基本条例の確認と検証を提起 研修を決定		5項目の検討事項を提起	5項目の継続協議を決定	検証シート作成依頼	検証シート協議を確認															
	第3条 第8条	広報・広聴に関するもの								協議	議会報告実行委員会に依頼【決定】													
		議会報告会の開催に関するもの								協議												出前講座について検証シートに追加【了承】	出前講座報告	
		陳情提出者説明に関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】		説明時間は原則5分【合意】 (議事録作成は継続協議)		先例・申し合わせ事項を確認								
	第5条	オンラインに関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】					(平場)オンライン会議体験会	協議	協議		協議	協議 委員会提出議案とすることを決定		
		議会運営に関するもの																				一般会計決算総括質疑について令和6年は実施しない【決定】	協議	協議
	第12条	災害対策に関するもの									協議【会派持ち帰り】	協議【会派持ち帰り】		協議【災害時行動マニュアル作成を決定】		協議 他市議会参考事例紹介		協議	協議		協議	協議	協議	協議
		地方自治法改正に関するもの							説明													協議 会議規則・委員会条例改正(案)説明	協議	
	第19条	政治倫理に関するもの								協議 ハラスメント研修の実施を了承	協議			協議 2月9日研修のアンケート結果を共有		協議 SNSのルール明文化をしないことを決定		協議						
	その他の事項																					委員会中タブレットのキーボード、理事者のPC持込可【試行決定】	委員会における傍聴者への手話通訳の実施について【決定】	傍聴者への手話通訳・要約筆記の実施について【決定】 所管事務調査改正【継続協議】

議会基本条例検証項目			令和6年					令和7年									
条文	内容	9月25日	10月11日	10月28日	11月27日	12月13日	1月20日	1月27日	2月26日	2月28日	3月24日	3月31日	4月10日	4月16日	5月12日	5月15日	5月28日
幹事長会議									市民への議会報告実行委員長から協議結果の報告 「議員のコンプライアンスについて」研修することを決定 調布市生涯学習出前講座の実施について報告								
研修等		オンライン会議訓練を実施	災害時安否確認訓練（オンライン）										「議員のコンプライアンスについて」 講師：内田一夫氏				災害時安否確認訓練（オンライン）
議長発言																	
第3条 第8条	広報・広聴に関するもの								幹事長会議での市民への議会報告実行委員会へ協議結果の報告を、議長から報告、了承								
	議会報告会の開催に関するもの																
	陳情提出者説明に関するもの																
第5条	オンラインに関するもの				協議 会議規則・委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を説明	協議 会議規則・委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程 【決定】 オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案) 概要を説明 【会派持ち帰り】	オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案) 概要を説明 【決定】	協議 会議規則・委員会条例の改正案の取扱い 【決定】 オンラインによる方法を活用した委員会開催に関する要綱(案)を委員会条例議決後に制定 【決定】	協議 会議規則・委員会条例の改正議案 【決定】 調布市議会全員協議会要綱について改正不要を了承		大規模災害時等に幹事長会議をオンラインで開催できること、オブザーバーは委員外議員の規定による 【決定】	未検証項目の課題や協議に至らない課題については、次回の役員構成の中で必要に応じて協議 【決定】	請負状況の公表についての例規等を整備、議員個人による請負状況の透明性を確保するための取組 【協議】	協議		請負状況の公表についての例規等の整備は、他団体の動向を注視し検討。各議員の請負状況の確認は正副議長に依頼【決定】 検証結果を報告書として取りまとめ、報告書の提出をもって、調布市議会基本条例の検証について完了【決定】	
	議会運営に関するもの			協議	協議												
第12条	災害対策に関するもの			協議 緊急時の議会運営マニュアル【決定】 災害対策支援本部の役員会設置見送り 【決定】	協議	大規模災害発生時対応マニュアル 災害対先支援本部要綱一部改正 【決定】											
	地方自治法改正に関するもの				協議			協議規則・委員会条例改正(案)説明									
第19条	政治倫理に関するもの				協議 請負に関する制度理解促進のための研修等の実施について正・副議長に依頼する 【決定】												
その他の事項				所管事務調査条例提出後も引き続き事務調査を行う場合の手続 【決定】	所管事務調査委員会提出議案の提案理由説明に時間制限を設けない 【決定】					【本会議】 会議規則の一部を改正する規則・委員会条例の一部を改正する条例【議決・公布・施行】					委員会中電子機器等の持込を本格実施。議場審査時にも適用し、携帯電話端末等の持込を許可 【決定】		一般会計及び特別会計等の予算(補正予算除く)・決算の討論は、1会派5分を基礎時間とし、2人目以降の議員1人2分を加えた時間以内に行う。他の市長提出議案の討論は、1議案に対しておおむね3分以内とする。【決定】

登 録 番 号
(刊行物番号)

2025-057

調布市議会基本条例検証結果報告書

令和7年5月発行

発 行 調布市議会事務局

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

TEL 042-481-7292

印 刷 庁内印刷

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。